

1 事業の目的

介護福祉士の資格取得を目指し日本語学校及び介護福祉士養成施設に在学する外国人留学生（以下「留学生」という。）に奨学金の貸与又は給付による支援を行い、将来、当該留学生を本県において介護の専門職として雇用しようとする介護サービス事業者の負担を軽減すること及び質の高い介護人材の確保を図る。

2 補助金交付の対象となる者(補助事業者)

留学生（※1）に奨学金を貸与又は給付する介護サービス事業者（介護保険法に基づき指定又は許可を受け介護事業（※2）を営む法人又は個人事業主）

※1 留学生とは、日本語学校及び介護福祉士養成施設（県内・県外問わず）に在学する外国人で、介護福祉士養成施設を卒業後、奨学金の貸与又は給付を受けた介護サービス事業者が有する県内の介護施設・事業所等に就業予定の者

※2 有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の事業を行う者は介護保険法上の介護事業ではないため対象外。ただし、特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合は対象。

3 補助対象経費、基準額、補助率

補助対象経費・対象年度		基準額（上限額）		補助率
日本語学校 (介護福祉士養成施設 入学前年度)	学費	年額	600,000円	基準額の1/3（※）
	居住費等の生活費	年額	360,000円	
介護福祉士養成施設 (在学中の年度)	居住費等の生活費	年額	360,000円	基準額の1/3（※）

※2/3は補助事業者の負担

4 補助金交付の手続き時期

(1) 交付申請

補助事業者は年度ごとに県へ交付申請を行う。日本語学校在学中の対象経費については介護福祉士養成施設入学前年度、介護福祉士養成施設在学中の対象経費については各年度に申請するものとする。

※交付申請期間内に申請が困難な補助事業者（今年度申請検討段階も含む）は、申請計画書を提出する。

(2) 実績報告と補助金交付

年度の末日までに、当該年度内に補助事業者が留学生に対して支給した奨学金について、実績報告をするものとする。実績報告後に補助金を交付する。

(3) 現況報告

補助金交付年度の翌年度から補助事業者が県に補助金の返還を要さなくなるまでの間、留学生（引き続き翌年度も補助金交付申請対象者は除く）の現況について、毎年5月末日までに県に報告するものとする。

5 補助金の返還

留学生が補助事業者の有する県内介護施設に介護福祉士養成施設卒業後5年間就労しなかった場合や奨学金事業の中止など、補助金交付の要件を満たさなくなった場合には、補助事業者は交付済の補助金を県へ返還するものとする。

6 その他

(1) 石川県社会福祉協議会で行う石川県介護福祉士修学資金とは併用可能です。補助事業者又は留学生が本事業の補助対象経費と同じ費目の経費について、他の助成制度を受けている場合は、本補助金交付の対象となりません。

(2) 貸与型で返済免除規定がないものや就労期間が5年を超えて返済免除となるものは、本事業の対象となりません。また、返済義務が生じた留学生からの奨学金返済が滞ったとしても、補助金返還は遅延できません。

補助事業者から留学生		県から補助事業者	
留学生に対する奨学金	奨学金が返済免除となる就労期間	補助金交付の可否	補助金の返還条件
①貸与 (返済免除規定なし)	—	×	補助対象外
②貸与 (返済免除規定あり)	5年を超える場合	×	補助対象外
	5年以下の場合	○	県内の介護施設等に5年間就労で返還不要 5年未満の場合は就労期間を基に一部返還
③給付	—	○	県内の介護施設等に5年間就労で返還不要 5年未満の場合は就労期間を基に一部返還

(3) 質問があれば質問票にて受け付けます。